

【全人連に提出した要請書】

2025年4月9日

全国人事委員会連合会
会 長 中西 充 殿

公 務 労 組 連 絡 会
議 長 桜井 眞吾
全国自治体労働組合総連合
中央執行委員長 桜井 眞吾
全 日 本 教 職 員 組 合
中央執行委員長 宮下 直樹

地方公務員の賃金等の改善にかかわる要請書

日頃から地方公務員の労働条件の改善に努力されていることに敬意を表します。

今年に入って、鳥インフルエンザ、道路陥没事故、岩手・大船渡市をはじめ各地で山林火災などがあり、被災した現場では職員が昼夜分かたず対応しています。しかし、対応する職員が不足し、作業や復旧が滞る現実に直面しています。また、全国の公務職場の現状は平常時でさえ人員が不足し、多くの公務職場で過労死レベルの長時間労働をせざるを得ない状況にあります。国民のいのちや安全、教育を支える人材を確保し、職員が安心して働き続けるために今必要な事は、業務量に対応した職員を配置して量的にも質的にも公務公共体制を強化することです。

直ちにコストカット型の行政を改め、必要な人員を確保や体制を強化に転換すべきです。

3月24日に「人事行政諮問会議」は最終提言をまとめ、人事院総裁に提出しました。最終提言は、人材確保が危機的状況にあるとの認識から様々な対応を求めるとしながら、その内容は「能力・実績主義」強化や本省総合職の優遇が中心となっています。すべての公務員が定年まで安心して働き続けられる賃上げと処遇改善こそ必要です。また、公務職場の多くはチームワークで仕事をしており、職員間に競争を持ち込み一部の成績優秀者のみを評価し処遇に差をつけることは容認できません。

すべての職員、世代で生活改善につながる賃金の大幅な引き上げを行い、あらゆる不合理な格差を解消することこそ必要です。あわせて、会計年度任用職員も雇止めの不安や不適切な取り扱いが解消され、安心して働き続けられるように、雇用安定と均等待遇を前提とした処遇改善を求めます。

以上をふまえ、各地の人事委員会が労働基本権制約の代償機関としての責務と役割を果たされるよう下記要求の実現に尽力されることを要請いたします。

記

1. 住民の暮らしや子どもたちの教育のため、日夜、献身的に奮闘している自治体労働者・教職員を励ますとともに、「全体の奉仕者」としての誇りと尊厳を持って職務に専念できるように、生計費原則をふまえ、正規・非正規を問わずすべての公務労働者の賃金・労働条件を

改善すること。

2. 民間給与実態調査にあたっては、単に民間の賃金水準と機械的に比較するのではなく、地方自治や地方公共団体のあり方、公務・公共サービスのあり方と密接不可分であることに十分留意して調査を行うこと。とりわけ、勤続・経験年数の加味、雇用形態、民間一時金水準の厳正な把握とともに比較企業規模を1,000人以上にすること。
3. 職務給原則に反した賃金格差の拡大や、高齢層の昇給抑制等をやめること。地域間格差を拡大する地域手当については基本給に繰り入れ、廃止するとともに、全世代の賃金を改善すること。
4. 「給与制度のアップデート」については、全世代にとって魅力的かつ将来的にも上昇が見込める賃金体系とするとともに、あらゆる格差を解消し、すべての職員の賃金改善を行うこと。
5. 子どもたちのさまざまな困難に対応している教職員のモチベーションを支えるためにも、職責と勤務実態に応じた教職員の適正な賃金水準を確保すること。
6. 障がい者雇用を進めるための職場環境、人員の確保について、意見の申し出や勧告を行うこと。
7. 災害や感染症拡大、マイナンバー関連業務等への対応などによる「過労死ライン」を超えるような長時間過密労働が発生しないよう必要な人員の確保すること。なお、労働基準監督機関として適切な労働時間管理が行われているかを監督するとともに、必要な措置を行うこと。労働基準法33条1項や3項が濫用されないよう、同法36条にもとづく協定の締結を指導すること。
8. 教職員の長時間過密労働の是正のための実効ある施策を勧告すること。給特法の「時間外勤務を命じない」原則を堅持しながらも、発生した測定可能な超過勤務に対し労基法第37条にもとづく時間外手当の支給について検討に入ること。
9. 少人数学級の実現と教職員の長時間過密労働の解消に向けた定数増を地方教育委員会に求めること。また、一年単位の変形労働時間制の導入は行わないこと。
10. ジェンダー平等推進の立場から、賃金水準や処遇、雇用などの不合理な格差の解消、不妊治療、妊娠、出産、育児、家族看護や介護に関する休暇・休業制度等を拡充すること。また、パートナーシップ制度に対応し、休暇・休業制度が取得しやすい職場環境と人員体制を整備すること。
11. 会計年度任用職員等の賃金・労働条件については、正規職員と均等待遇を前提とし、賃金・諸手当の改善休暇制度などの改善、すべての自治体で公募によらない再度の任用の実施

を原則とした雇用の安定・均等待遇の実現などにむけた改善勧告を行うこと。

12. 60歳を超える職員も生計費をふまえた所得水準を確保するとともに安全配慮の徹底を図るなど、65歳まで安心して働き続けられる職場・仕事となるよう人事委員会としての役割を果たすこと。

13. 人事評価の運用にあたっては、短期の評価を直接給与に反映しないこと。

14. 年金併給を前提とした現在の再任用給与制度を抜本的に見直し、賃金は生活を維持するにふさわしい水準まで大幅に引き上げること。一時金も正規職員並の支給割合とすること。とりわけ全人連が作成する教育職モデル給料表における再任用教職員の賃金水準を改善すること。

15. 地方自治体等における労使協議を十分に保障するとともに、労働者の不利益を生じさせないよう、地域民間実態を適確に反映した人事委員会勧告を行うこと。

以 上